

子会社株式の追加取得・一部売却等に係る処理の改正 1

先日、企業会計基準委員会（ASBJ）から、改正企業結合に関する会計基準、および関連する他の改正基準が公表されました。本改正は、わが国における従来からの連結会計の実務を変更するものが含まれています。

そして、この改正の適用時期としましては、早期適用を除き、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用されます。

本稿では、その中でも、代表的で、かつ実務でもよく直面するであろう処理内容について、一部簡単にご紹介したいと思います。また、次月号でもこの論点の続きを掲載します。

① 子会社株式の追加取得

いったん支配を獲得したことにより、支配が継続している場合の子会社株式の追加取得についてです。改正前ですと、追加取得持分と追加投資額との間に生じた差額は、のれんまたは負ののれんとして処理していましたが、改正後では、当該差額は資本剰余金として処理することとなります。

また、連結処理の結果（下記②も含みます）、資本剰余金が負の値となった場合は、連結会計年度末において、資本剰余金をゼロとし、当該負の値を利益剰余金から減額することとされています。ここで、連結財務諸表においては、資本剰余金の内訳を区分しませんので、この取扱いは資本剰余金全体が負の値となるかどうかにより判断されます。

② 子会社株式の一部売却

子会社株式の一部売却後も引き続き親会社と子会社の支配関係が継続している場合における、子会社株式の一部売却の処理についてです。改正前ですと、売却持分と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理することとされていましたが、改正後では、売却持分と売却価額との間に生じた差額は資本剰余金（関連する法人税等を勘案）として処理することになります。

なお、従来はのれんの未償却額のうち、売却した株式に対応する額は減額し、売却価額から控除していましたが、改正基準では、支配獲得時に計上したのれんの未償却額は減額しないこととなりました。